

令和2年度地域生活支援拠点事業所開設事業者募集に係る質問・回答

質問				回答
No.	区分	資料ページ数	内容	
1	整備関連	P7	事業所開設までのスケジュールについて、資材不足等やむを得ない事由により当初の予定よりも遅れて開設することは認められるのか？	原則として、当初計画に従って進捗管理してください。工事進捗の遅れ等により開設時期の遅れが見込まれる場合は、速やかにご連絡ください。
2	お助けショートステイ	P1	実施区域外からの短期入所利用者や、お助けショートステイの利用要件に合致しない者からの利用相談があった場合に、空床確保している1床を利用することは可能か？	実施区域外からの短期入所利用者や、お助けショートステイの利用要件に合致しない者からの利用相談があった場合は、他の通常利用の短期入所を利用し、緊急用として確保している1床は空けておいていただく必要があります。
3	お試しグループホーム	P8	お試しグループホーム利用者の費用設定について、常時のグループホーム利用者とは別の料金設定をすることは可能か？	お試しグループホーム利用者と常時のグループホーム利用者とは別の料金設定をすることは可能です。ただし、料金の設定にあたっては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」等関係法令を遵守し、かつ社会通念に照らして適切な金額とする必要があります。
4	その他	—	既に事業を行っている拠点事業所の実績はどのくらいあったのか？	実績が多い区では、令和元年度において事前登録が23件、お助けショートステイの利用日数が65日、お試しグループホームの利用日数が96日となっております。